

厚生労働省
経済産業省
環境省 告示 第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき 次に名称を掲げる化学物質を指定化学物質として指定したので 同条第六項の規定に基づき 告示する。

平成十五年九月二十九日

厚生労働大臣 坂口 力
経済産業大臣 中川 昭一
環境大臣 小池百合子

通し 番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、指定化学物質として指定した化学物質の名称 整理番号

700 1 - クロロブタン (2) - 60

701 2, 2 - ジメチル - 2, 2 - ジアゼンジイルビス（プロパンニト (2) - 1531

リル) (別名: 2, 2 - アゾビスイソブチロニトリル)

7 0 2	トリメチル = ホスファート	(2) - 2 0 0 0
7 0 3	2 - メチルプロパン - 2 - オール (別名: <i>t e r t</i> - ブチルアルコール)	(2) - 3 0 4 9
7 0 4	2 , 4 - ジクロロトルエン	(3) - 7 8
7 0 5	3 , 5 - ジメチルアニリン	(3) - 1 2 9
7 0 6	<i>m</i> - トルイジン	(3) - 1 8 6
7 0 7	2 , 4 - ジクロロ - 1 - ニトロベンゼン	(3) - 4 5 5
7 0 8	3 - メトキシアニリン	(3) - 6 8 2

7 0 9 2 , 4 - ジニトロフェノール (3) - 7 9 7

7 1 0 5 - エチリデンビスクロ [2 . 2 . 1] ヘプタ - 2 - エン (4) - 6 0 2

7 1 1 1 - アミノ - 9 , 1 0 - アントラキノン (4) - 7 0 6